

※ 保存期間10年(令和14年3月31日まで)

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う対応について
(通達甲)

(令和4年3月29日徳企第40号/徳会第121号/徳抛第84号/徳生企第389号/徳少第
141号/徳交企第74号/徳免第170号)

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)が令和4年4月1日に施行されることから、警察庁から同法の施行に際して警察として特に留意すべき事項等に関し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う対応について(令和4年3月18日警察庁丙企画発第17号。別添)が示達された。県警察においては、この警察庁の通達のとおり実施することとしたので資源循環への取組及び県警察の所管する事業者への対応について誤りのないようにされたい。

なお、この通達に係る細目的事項については、警務部長が別に定める。

※ 警察庁通達「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う対応について(令和4年3月18日警察庁丙企画発第17号)」については、警察庁ホームページをご覧ください。